

奈良県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定める。

令和三年十月十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

登録基準日 令和三年十月十八日

ただし、年齢については令和三年十月三十一日

登録日 令和三年十月十八日